

飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和6年1月26日（金）
招 集 場 所	レストハウスやまなみ 大ホール
出 席 委 員	12名（2・3・4・5・6・7・8・10・11・12・13・14番）
欠 席 委 員	3名（1・9）
議 事 日 程	第1 議事録署名委員の指名 第2 報告事項 第3 議第1号 農地法第4条に基づく許可について 第4 議第2号 農用地利用集積計画の決定について 第5 議第3号 農地の転用事実に関する協議について
出席した者の職氏名	事務局長 澤田 和彦 書記 田邊 郁也
付 託 事 件	開会 16時00分
事務局	まず初めに、本日は塚原町長に出席いただいているため、あいさつをお願いしたいと思います。
町長	（町長からあいさつがなされた）
事務局	ありがとうございました。 町長は所用のため、ここで退席されます。 （町長退席）
事務局	それでは、ただ今から令和5年度第10回飯南町農業委員会総会を開催致します。 （議長からあいさつがなされたのち、出席委員12名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に2番委員、3番委員が指名された。）
議長	それでは、事務局より報告事項について説明をお願いします。
事務局	（農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農業経営改善計画の認定について、資料に基づき説明。）
議長	ありがとうございました。 続いて、議案審議に入ります。 議第1号 農地法第4条に基づく許可申請について
議長	議第1号 農地法第4条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局	議第 1 号 農地法第 4 条に基づく許可申請について、本日 1 件の申請が出ています。 受付番号 2 3 4 - 4 号 申請年月日 令和 6 年 1 月 9 日 申請者の住所 氏名 職業 申請土地 所在 登記簿地目 田 現況地目 雑種地 面積 9. 6 4 m² 農地区分 その他地域 転用目的 墓地 転用の詳細 家から離れた場所にある先祖の墓を移設し納骨堂を建立したい。 工事計画期間 許可の日から永久 防除施設計画 上土を剥ぎ取り整地転圧して、墓の土台を設置し納骨堂を建立したい。近隣の土地も申請人所有地であり、近隣土地所有者に悪影響を及ぼす恐れはない。 工事費 建築費一式 1, 0 0 0, 0 0 0 円 資金調達計画 自己資金 1, 0 0 0, 0 0 0 円 1 2 ページに位置図をつけていますので、ご覧ください。										
議長	ありがとうございました。 このことについて、現地確認報告を求めます。										
推進委員	月 日に 委員、澤田事務局長と私の 3 人で現地を確認しました。事務局の説明のあったとおり適当であると認めますので、よろしくお願いします。										
議長	ありがとうございました。 許可基準からみた意見について、事務局よりお願いします。										
事務局	許可基準からみた意見につきましては、 <table> <tr> <td>他の権利を有する者の同意状況</td><td>あり</td></tr> <tr> <td>遅滞なく事業を実施する確実性</td><td>確実</td></tr> <tr> <td>計画面積の妥当性</td><td>適当</td></tr> <tr> <td>周辺農地への支障状況</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>許可を認める場合に付すべき条件</td><td>なし</td></tr> </table> 以上、適当と認められますので、よろしくお願いします。	他の権利を有する者の同意状況	あり	遅滞なく事業を実施する確実性	確実	計画面積の妥当性	適当	周辺農地への支障状況	なし	許可を認める場合に付すべき条件	なし
他の権利を有する者の同意状況	あり										
遅滞なく事業を実施する確実性	確実										
計画面積の妥当性	適当										
周辺農地への支障状況	なし										
許可を認める場合に付すべき条件	なし										
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。										

	議第 3 号 農地の転用事実に関する協議について
議長	議第 3 号 農地の転用事実に関する協議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第 3 号 農地の転用事実に関する協議について、本日 1 件の協議が出ています。
議長	所在 地番 地目 合計地積 現況地目 所有者
議長	畑及び田 2, 3 1 9 m ² 原野及び山林
事務局	2 2 ページから 2 8 ページに地図をつけていますのでご覧ください。 なお、現況地目につきましては、地籍担当者が確認済です。
議長	ありがとうございました。 それでは、地元担当委員による現地確認報告をお願いします。
推進委員	先日現地を確認したところ、現状については役場の地籍担当者が確認されたとおり原野及び山林となっております。以上になります。よろしくお願いします。
議長	これより質疑を受付けます。何かございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員ですので、議第 3 号は原案どおり可決いたしました以上を持ちまして、議案審議を終了します。 続きまして情報提供をお願いします。
事務局	事務局より「令和 6 年度農作業標準賃金・作業標準料金の改訂に係る協議」について資料を基に説明。
議長	このことについて、委員の皆様から何か意見等ございませんか。
委員	先程、事務局から説明があり、一般作業の時給が 9 0 4 円からと言われましたが、上限を提示した方が良いのではないのでしょうか。草刈りにしても燃料代や機械代が高くなっていますので問題等も出てくるかと思うしますので、大方の目安として上限を提示した方が良いかと思います

議長	備考にもありますが、畦畔管理は機械代等込みで2割増しとなっており、実質は時給1,200円程度になります。このような考え方で提示しています。 協議の場ですので、皆さん意見がございましたらお願いします。何かありましたら事務局が持ち帰って再度、協議させていただきます。
委員	この単価は最低賃金以外、何年も据え置きになっています。燃料を使う作業は燃料費の高騰もありますので、改訂を考え直さないといけないのではないかと思います。インボイス制度もありますので、課税、非課税業者で負担が違ってきます。是非、再考してほしいと思います。
議長	インボイスを考慮すると料金表を2パターン作ることになります。一般農家の方はインボイスに取り組んでいませんので、インボイスが関係ないパターンを1つだけ作れば良いのではないかと思います。
委員	消費税法の中では、消費者が払っているのは商品の価格、サービスの価格であって、消費税そのものは第2法人税ですので、人件費と利益の110分の10は消費税の金額と一致します。現実には消費者の方に支払っていただくお金は消費税を含んでいると言われればそうですが、事業者が利益の中から人件費と課税にならない部分の110分の10を納税するということです。 端的に言いますと、赤字であっても人件費があれば消費税をとれる仕組みになっていますので、消費者の方に対して税金を課して、それを預かっているというのは運用上の誤解だと財務省自体が訂正しています。
議長	中々難しい内容ですが、6番委員から話がありましたとおり燃料費を使った作業もあります。他のことでも結構ですので意見等がございましたら事務局の方までお願いします。
委員	一般作業賃金については、1,000円が適当かどうか分かりませんが、最初に13番委員が言われるように上限があった方が双方にとって分かり易いかと思います。
議長	3月の農業委員会までのところでしっかりとしたものを作って皆様にお配りしたいと思います。
事務局	ご協議いただきありがとうございます。事務局としましては近隣の状況を確認しながら、また、今回出た意見を基に再度、練り直して皆様にお示ししたいと思います。
議長	ありがとうございます。 引き続き、情報提供があればお願いします。
事務局	事務局より「農地機構だより」「農業委員会組織による“能登半

	島地震義援金”の募集について」「ドキュメンタリー映画“種まいて水やって自然栽培パーティ！”上映会」について資料を基に説明。
議長	その他情報提供はございませんか。 (一同なし)
議長	それでは、その他何かございませんか。
事務局	来月の農業委員会総会ですが、2月26日(月)に飯南町役場2階大会議室で行います。
議長	ありがとうございました。 その他、何かございますか。 (一同なし)
議長	ないようですので、以上をもちまして総会を終了します。 終了時間 17時10分 会 長 2番委員 3番委員

令和6年1月26日 公告

整理番号	利用権の設定を受ける者		利用権を設定する者		利用権を設定する土地			設定する利用権							
	住所	(借手)氏名	住所	(貸手)氏名	所在	地番	現況地目	面積㎡	利用権の種類	内容	始期	終期	新再	借賃	支払い方法
1							田	1,334 1,030	賃借権	水田	令和6年2月1日 (5年11月)	令和11年12月31日	再	作付け10a 当り玄米 30kg	毎年12月末日 までに本人手 渡し
			2筆					2,364	作付け17.30a						毎年11月末日 までに本人手 渡し。
2							田	557 1,345 1,551 454	賃借権	水田	令和6年2月1日 (2年11月)	令和8年12月31日	再	作付け10a 当り7,000円	毎年11月末日 までに本人手 渡し。
			4筆					3,907	作付け34.00a						
3							田	300 654	賃借権	水田	令和6年2月1日 (4年11月)	令和10年12月31日	再	作付け10a 当り5,000円	毎年11月末日 までに本人手 渡し。
			2筆					954	作付け4.50a						
4							田	1,845 1823うち1,000			令和6年2月1日 (10年2月)	令和16年3月31日	新	作付け 10a当り 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人 が本人に手渡 し
							畑	1,939 320	賃借権	水田					
5							田	903 925 1,601 731							
								4,977 158	作付け97.20a						
5						10筆		14,399	作付け97.20a		令和6年2月1日 (10年2月)	令和16年3月31日	新	作付け 10a当り 玄米30kg	毎年10月末日 までに転借人 が本人に手渡 し
							田	1,845 1823うち1,000	賃借権	水田					
5件							畑	1,939 320							
							田	903 925 1,601 731							
5件								4,977 158	作付け97.20a						
						10筆 28筆		14,399 36,023	作付け97.20a						